

資料2

飯島町屋外広告物条例の 制定に伴う 長野県屋外広告物条例の 改正について

平成31年 1月15日
長野県景観審議会

長野県屋外広告物条例の改正理由

- 景観行政団体である市町村は、独自に屋外広告物条例を制定することが可能
- 飯島町は平成30年6月に景観行政団体に移行し、同年9月に景観計画を発効した
- 町は、飯島町屋外広告物条例を平成31年8月1日に施行する予定で手続きを進めている
- それにあわせて、長野県屋外広告物条例及び施行規則を同日付けで改正する

市町村の独自条例の意義

- 県条例は全県一律の規制であり、住宅街や観光地、農村地域等に対する規制が同一にならざるを得ない。また広告物の誘導が求められている地域もある

屋外広告物条例 独自施行市町（カッコ内は施行年）

長野市（H11、中核市移行に伴う）、松本市（H21）、
飯田市（H20）、諏訪市（H22）、駒ヶ根市（H27）、
安曇野市（H24）、小布施町（H18）

飯島町屋外広告物条例制定の経緯

- 従前より町独自で屋外広告物設置基準を設けていたが遵守されていない
- 平成30年11月には駒ヶ根市と飯島町を結ぶ国道153号伊南バイパスが全線開通し、店舗立地により多くの屋外広告物の掲出が見込まれる
- そのため、屋外広告物規制の実効性を高めるために県条例よりも規制が厳しい独自条例を施行する

飯島町屋外広告物条例について

■ ポイント 1

※屋外広告物の表示・設置にあたり、
許可を受ける必要がある地域

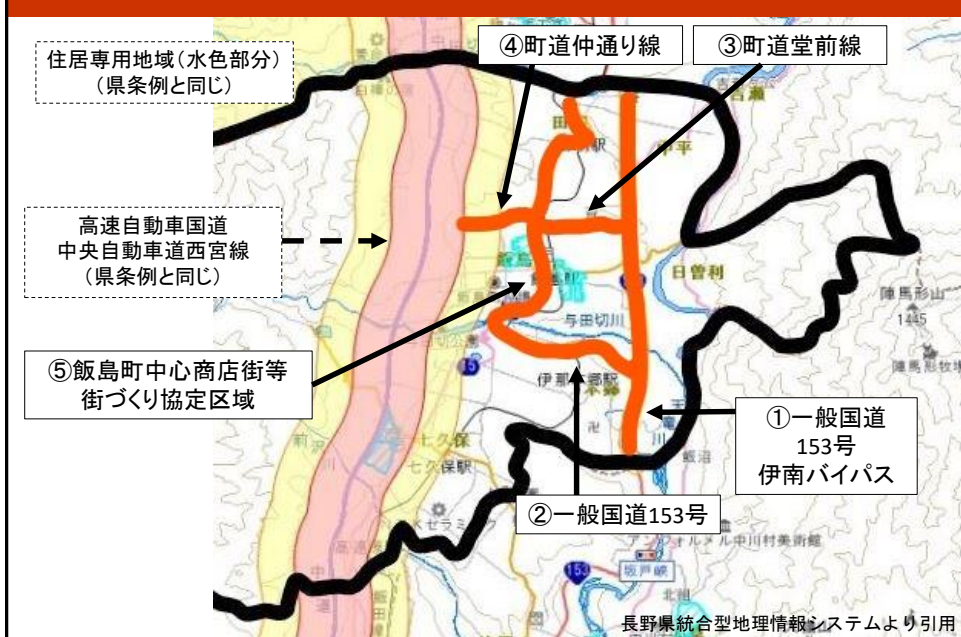
屋外広告物許可地域 (※) の追加

許可地域の追加区間及び範囲

- ①一般国道153号線伊南バイパス (両側各100m以内)
- ②一般国道153号 (両側各 30m以内)
- ③町道堂前線 (")
- ④町道仲通り線 (")
- ⑤飯島町中心商店街等街づくり協定区域
(協定区域及びその外側周囲30m以内)

※高速道路中央道西宮線は引き続き県条例の規制を引き継ぐ

飯島町の屋外広告物規制地域



飯島町屋外広告物条例について

■ ポイント 2

屋外広告物許可地域における許可基準 の強化

① 屋上広告物

	飯島町	県
広告物本体の高さ	5m 以下	13m以下
建築物の高さとの比較	6/10以下 かつ10m以下	6/10以下
その他	建築物から横にはみ出さないこと	建築物から横にはみ出さないこと



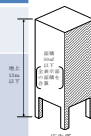
飯島町屋外広告物条例について

■ ポイント 2

屋外広告物許可地域における許可基準 の強化

② 地上に設置する広告物等

	飯島町		県
	自己用	非自己用	
高さ	10m 以下	5m 以下	13m以下
表示面積	一面20㎡以下 合計40㎡以下	一面10㎡以下 合計20㎡以下	- 合計50㎡以下



飯島町屋外広告物条例について

■ ポイント 2

屋外広告物許可地域における許可基準 の強化

③ その他の広告物等(広告旗、横断幕)

	飯島町	県
本体の大きさ	縦1.8m以下、横0.6m以下	規制なし
本体の高さ	上端は地上から3m以下	
設置間隔	3m以上	

長野県屋外広告物条例等の改正について

■ 飯島町屋外広告物条例の制定に伴い、 県屋外広告物条例及び施行規則を改正 する

○改正条例案(抜粋)

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条の2 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、松本市、飯田市、諏訪市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町が処理することとする。

長野県屋外広告物条例等の改正について

- 飯島町屋外広告物条例の制定に伴い、
県屋外広告物条例及び施行規則を改正
する

○改正施行規則案（抜粋）

（別表第2）（第4条関係）

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称区間	区間	
高速自動車国道中央 自動車道西宮線	駒ヶ根市道琴ヶ沢線 <u>上伊 那郡飯島町道鳴尾北線</u> と立体交差する地点から 上り線座光寺パーキング エリア終点（飯田市座光 寺172番の2地先）まで	両側各500メートル以内

長野県屋外広告物条例等の改正について

（別表第3）（第9条関係）

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称区間	区間	
高速自動車国道中央 自動車道西宮線	駒ヶ根市道琴ヶ沢線 <u>上伊 那郡飯島町道鳴尾北線</u> と立体交差する地点から 上り線座光寺パーキング エリア終点（飯田市座光 寺172番の2地先）まで	両側各1,000メートル以内

※参考 屋外広告物条例施行規則

（屋外広告物禁止地域）

第4条

2 条例第4条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

（屋外広告物許可地域）

第9条 条例第8条第1項第1号の規則で定める地域は、別表第3のとおりとする。